

平成30年2月 藤枝市議会定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成30年3月23日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案6件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、「第23号議案 藤枝市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」について、申し上げます。

はじめに、「県内の本条例の改正状況を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「県内すべての市町が改正する予定である。なお、静岡県は、すでに平成30年1月1日から施行している。」という答弁がありました。

次に、「現在の官民の金額の差について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「退職手当においては、公務員が民間を上回っており、その差は退職一時金と企業年金を合わせて781,000円である。」という答弁がありました。

次に、「県内全市町の改正後の調整率を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「富士市のみ経過措置として、平成30年度

が 85.35%、平成 31 年度から 83.7%へ改正し、それ以外の市町は、国に準拠し、一律 83.7%に改正すると伺っている。」という答弁がありました。

次に、「昭和 48 年と比較し、大幅に減額となるが、この実態を職員は承知しているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「労働組合との協議を行い、昭和 48 年に民間との均衡を図るため、調整率を設定し増額されたこと、また、それ以降、官民格差の是正のため、減額となっていることについても承知している。」という答弁がありました。

次に、「今後も、5 年ごと見直しが行われる予定だが、調整率が上がる見通しはあるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今後、国家公務員の調整率が上がる場合には、国に準拠していく。」という答弁がありました。

最後に、「今後も 5 年ごとの見直しで、調整率が下がるとしたら、職員のモチベーション低下につながる。市から何らかのアクションを起こすべきと思うが伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成 18 年からの制度では、役職ごとの加算額が創設されている。今後も引き続き、人材育成や、働き

やすい職場づくりに努め、職員のモチベーションを高めていく。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、

はじめに、「公務員は、厳しい再就職規制や、退職後の守秘義務、さらには雇用保険の適用がないなど、民間と違う立場があるが、それらを考慮せず、官民の給与格差のみの考え方で退職金を引き下げるのは、非常に根拠に乏しい。

また、公務員の退職手当は「後払いの賃金」であり、労働条件でもあること、また、退職後の生活設計を支える条件的な性格を有していることは、最高裁判例の最終的な考え方であり、また、人事院の見解もそれに基づいている。その判決の前置きの部分を、国が一方的に取り上げて「報償」として考えていること自体、誤りである。

さらに、今後、退職手当が減額される見通しがあっても、増える見通しがないことで、職員のやる気をそぐものだと考え、反対する。」という討論がありました。

次に、「本議案は、退職給付の官民格差を是正し、均衡を図る観点から、国家公務員における制度改革に準拠した措置を講ずることを目的とした条例改正である。

部長級で 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に改めることで、約 86 万円の減額という厳しい措置だが、民間との格差が 78 万 1,000 円という開きがあり、これを是正し均衡を図ることは必要である。今回の上程に当たり、労働組合とも合意を得ている点、実施時期等は多少の違いはあるものの、県内全ての市町で行われる改正であるという観点から、賛同する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第 24 号議案 藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第 25 号議案 藤枝市駐車場条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

次に、「第26号議案 藤枝市民会館条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第27号議案 藤枝市民体育館条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第28号議案 藤枝市民岡部体育館条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。